

第6次相生市総合計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、第6次相生市総合計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

第6次相生市総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成32（2020）年3月31日まで

(4) 委託契約上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

平成30年度 4,700,000円

平成31年度 3,500,000円

※ただし、この金額は契約時の予定価格ではない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく再生計画認可の決定がされていないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく更生計画認可の決定がされていないものであること。
- (4) 租税を滞納していないこと
- (5) 相生市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (6) 公告日より過去5年以内に、人口3万人以上の市が発注した本業務と同種・同等業務に係る契約を元請けとして完了し、成果物を納入した実績があること。
- (7) 本業務仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (8) 近畿2府4県（京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・奈良県・滋賀県）内に本店・支店・営業所等があること。

4 実施スケジュール

項 目	日 程
(1) プロポーザル公示	平成 30 年 5 月 8 日 (火)
(2) 参加申込書提出期間	平成 30 年 5 月 8 日 (火) ～5 月 14 日(月)
(3) 質問受付期間	平成 30 年 5 月 8 日 (火) ～5 月 14 日(月)
(4) 質問に対する回答	平成 30 年 5 月 16 日 (水)
(5) 企画提案書等の提出期間	平成 30 年 5 月 14 日 (月) ～5 月 25 日(金)
(6) プレゼンテーション	平成 30 年 6 月 4 日 (月)
(7) 最終選考結果の公表	平成 30 年 6 月 8 日 (金) 予定

5 参加申込書の提出

本事業に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の必要書類を提出するものとする。

(1) 提出期間

平成30年5月8日 (火) 午前9時から平成30年5月14日 (月) 午後5時まで

(2) 提出書類

① 企画提案参加申込書 (様式第1号)

② 営業所一覧表 (任意様式)

営業所一覧には、本社から記載のこと。

営業所がない場合は本社のみ記載。

③ 業務実績 (様式第2号)

総合計画の策定支援業務として完了したものについて、5件以内で記載することとし、成果品を最低1部提出すること。

(3) 提出書類の部数

①は1部、②③は各10部を提出のこと。

なお、提出書類はA4版を基本とし、A3版を使用する場合は片袖折にすること。

(4) 提出先

〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号

相生市企画総務部企画広報課企画係

(5) 提出方法

持参または郵送とする。

※持参の場合は土・日を除く午前9時から午後5時までとする。

6 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等の内容について不明な点等がある場合には、質問票 (様式第4号) により下記のとおり受け付ける。

(1) 質問受付期間

平成30年5月8日 (火) 午前9時から平成30年5月14日 (月) 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（宛先：kikaku@city.aioi.lg.jp）により提出すること。

なお、件名を『質問：総合計画プロポーザル』としてください。

(3) 回答方法

質問の回答は、平成30年5月16日（水）に、期間内にあった全ての質問と回答を参加表明事業者すべてに対し、企画提案参加申込書（様式第1号）に記載されたE-mailアドレスへ電子メールを送信することで通知する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

平成30年5月14日（月）午前9時から平成30年5月25日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 会社概要（任意様式）
- ② 業務実施体制（任意様式）
- ③ 担当者の経歴（任意様式）
- ④ 国税及び地方税の納税証明書
- ⑤ 参加資格確認書（宣誓書）（様式第3号）
- ⑥ 企画提案書（任意様式）

仕様書の内容を踏まえ、全て事業者自ら実現できる範囲のものとし、できるだけ具体的であること。

仕様書以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのポイントを別個に記載すること。

- ⑦ 業務実施スケジュール（任意様式）
- ⑧ 見積書

見積書の金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。単価、人員・人日等積算根拠の内訳を明らかにすること。

(3) 提出書類の部数

④は1部、①②③⑤⑥⑦⑧は各10部を提出のこと。

なお、⑥企画提案書及び⑧見積書は、正本1部のみ押印し、残りは複写とする。

また、提出書類はA4版を基本とし、A3版を使用する場合は片袖折にすること。

(4) 提出先

〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号

相生市企画総務部企画広報課企画係

(5) 提出方法

持参または郵送とする。

※持参の場合は土・日を除く午前9時から午後5時までとする。

8 企画提案に対するプレゼンテーション

(1) 実施予定日

平成30年5月31日（木）※詳細については、別途通知する。

(2) 実施場所

相生市立総合福祉会館（予定）

(3) プレゼンテーションの時間

1社30分（提案書の説明時間20分、質疑応答10分）とする。

(4) その他

- ① 参加者からの出席者は最大3名とし、主たる業務担当者は必ず出席すること。
- ② パソコン使用の場合は参加者が持参する。ただし、プロジェクター、スクリーンは市が用意する。
- ③ 他の提案者の傍聴（会場への入室）は認めない。

9 事業者の選定方法

委託事業者の選定は、庁内で設置された選定委員会において提案の内容と実績、業務遂行能力等を総合的に審査し、最も優れていると認められる事業者を優先委託候補者とする。

(1) 審査項目

評価項目	評価対象	評価視点	配点
業務能力	総合力	業務に対応可能な人員が確保されているか 担当者の能力及び実績があるか 同種業務の実績があるか	10点
企画提案	実施方針	総合計画のあり方や方向性、実効性のある総合計画についての考え方が明確であるか	10点
	業務の実施体制	業務遂行のための適切な人員配置となっているか	10点
	スケジュール	本業務を無理なく確実に実施できる業務スケジュールが具体的に提案出来ているか	10点
	企画	調査の手法・分析方法は適切か 策定支援の手法は適切か ワークショップの運営方針は適切か	35点
	その他	本業務への取り組み意欲は強いのか 仕様書以外の本市にとって有用な独自提案ができていますか	15点
価格	見積金額	提案内容に対して適切な見積金額となっているか	10点
合計			100点

(2) 選定結果

全ての参加者に通知する。なお、審査結果に関する質問には、一切応じない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出資格の要件を満たさなかった場合
- ② 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積額が委託契約上限額を超えている場合
- ⑤ その他、審査委員会において不相当と認められた場合

10 契約の締結

契約は、選定された優先委託候補者と相生市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり、企画提案内容（見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らないので留意すること。

11 企画提案に関する留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る諸経費等は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属する。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 提出以後の参加辞退は自由とし、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (7) 本業務に関して、提案事業者が1社のみの場合であっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

12 担当課

相生市企画総務部企画広報課 担当：石井

〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号

電話 0791-23-7124（直通） F A X 0791-22-6439

E-Mail kikaku@city.aioi.lg.jp